

## 経済産業省

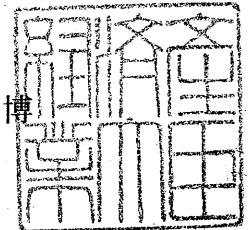
平成 21・04・17 産第 8 号

平成 21 年 4 月 28 日

計量行政審議会

会長 正野 寛治 殿

経済産業大臣 二階 俊博



計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第 156 条第 2 項及び第 157 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

次の特定計量器を同法第 2 条第 4 項の政令で定めるものから削除すること及びこれに伴う所要の改正をすることいかん。

- ・ベックマン温度計
- ・抵抗体温計
- ・アネロイド型血圧計のうち、圧力の検出部が電気式のもの
- ・ボンベ型熱量計
- ・ユンケルス式流水型熱量計